

住宅用火災警報器は、 10年を目安に取り替えましょう！



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しない恐れがあります。10年を目安に交換しましょう。

住宅用火災警報器の「設置義務化時期」

奥州市と金ケ崎町では、
 新築住宅にあっては平成18年6月1日から
 既存住宅にあっては平成20年6月1日から
 住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

平成18年
6月1日

平成20年
6月1日

平成28年
6月1日

平成30年
6月1日

新築住宅	施行	取替え時期を確認してください。
既存住宅	施行	取替え時期を確認してください。

住宅用火災警報器の側面又は裏面を見て、設置時期を確認しましょう！



※10年を経過していなくても定期的に作動確認をしましょう！

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

ピピ、ピーピーピー
ピーピーピー
火事です

注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。

… しーん

それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

設置してありますか？ 住宅用火災警報器

火災で一番怖いのは「煙」です！

火災による死者の多くが、一酸化炭素中毒などの煙による逃げ遅れが原因です。また、就寝時間帯である22時から翌朝6時の間が多くなっています。住宅用火災警報器を設置し、早く火災に気づくことで、家族の命を守るとともに、初期消火により被害も最小限にとどめることができます。



警報器の種類

★ 煙 式・・・寝室、階段、廊下に設置してください。



★ 熱 式・・・台所に設置するのに適しています。



台所は、設置する義務はありませんが、設置する場合は、熱式としてください。

どこに設置すればいいの

設置場所

住宅用火災警報器は、**寝室**に設置してください。また、寝室が2階などの場合は、**階段**にも設置が必要となります。

【平屋建ての場合】



a 寝室に設置

【2階建ての場合】



b 2階に寝室がある。
寝室と階段に設置



c 1階にのみ寝室がある。
寝室に設置

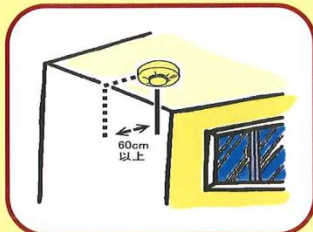
※ また、左記b又はcのように警報器を設置する必要がない階で、居室（7㎡以上の部屋）が5以上ある場合は、廊下にも設置が必要となります。



詳しくは、消防署へお問い合わせください。

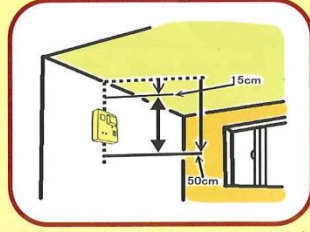
取付位置

天井に取り付ける場合



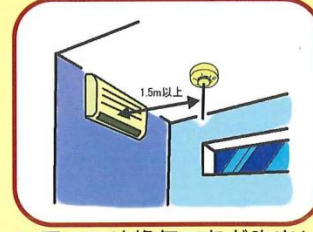
壁から60cm以上離して設置

壁に取り付ける場合



天井から15cm以上50cm以内の位置に設置

(注) エアコン等の吹き出し口付近



エアコンや換気口など吹き出し口から1.5m以上離して設置